

令和5年度 第2回四條畷市いじめ問題対策連絡協議会 議事 要録

日 時	令和5年12月18日（月） 午後2時から
場 所	四條畷市役所本館3階 委員会室

（出席者）小寺会長・鉄副会長・船木委員（保科委員の代理）・橋垣委員・山崎委員
板谷委員・太田委員・中西委員・広谷委員・勝村委員（順不同）
（欠席者）横田委員・田中委員

1. 開会

事務局：会議公開の確認、会議成立の報告、資料の確認

2. 議事

案件1. 「市内小中学校におけるいじめ問題の状況と課題について」

小寺会長：事務局から説明をお願いします。

- 事務局：（教育支援C）
- 令和4年度いじめの認知および態様（資料2）
 - ・いじめの認知件数の推移のグラフについて
令和2年度は少し減少にあったのですが、令和3年度、令和4年度では、ほぼ横ばいです。
 - ・いじめを認知した学年別認知件数のグラフについて
小学校1年生と2年生において、認知した件数が非常に多い現状になっております。
小学校のいじめの認知に関しては、児童が自己申告するケースもありますが、保護者から申告があるケースもあります。
中学校のいじめの認知に関しては、中1ギャップの期間に該当する小学校6年生から、中学校1年生では、少し件数が増加しています。
中学校2年生、3年生においては、子どもたちが成長していく中で、自分自身で様々なことが判断できる傾向が見られます。
 - ・いじめの態様別の割合について
資料の質問項目は、文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に沿って作成したものです。「①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」ケースが、子どもたちの中で一番、認知件数が多いです。

2番目に多い項目は、「③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。」です。

この割合の中で「⑤金品をたかられる。」というような事案も、中学校では少ないですが、起きている状況です。

・いじめ発見のきっかけの割合について

各学校で、いじめアンケートまたは、生活アンケートとして学期ごとに1回、必ず実施しております。

「①学校の教職員が発見」の項目では、大半が子どもたちのアンケート記入です。

「②教職員以外からの情報」では、本人から嫌な思いをしたというような申告が多いです。

・資料の総評

未然防止の観点から、先生と児童生徒が積極的に関わり、成長を促していき、いじめが重大化しないように心がけてまいります。

小寺会長： いじめに関する状況について事務局からご説明をいただきましたが、これに関しまして、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

小寺会長： 資料2の「いじめの態様別の割合」について質問します。
「⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。」「⑧パソコンや携帯電話で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」「⑨その他」が重大事態に該当するのでしょうか。

事務局： 重大事態の判断は、態様ではなく、30日以上欠席や、生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合に、総合的に判断し重大事態に認定します。

小寺会長： 四條畷市には、重大事態として認定した事案はありますか。

事務局： はい。現在、様々な機関と連携し調査中でございます。
(教育支援C)

小寺会長： アンケートの数値に新型コロナウイルス感染症の影響はありましたか。

- 事務局： 様々な行事が減少し、子どもたちが接触する機会が減少しましたので、少なからず影響はあったと思います。
- (教育支援 C)
- しかし、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、様々な行事が復活し、子どもたちの接触する機会が増加しています。その中で、子どもたち同士の関わり方が、まだ未熟なところがあり暴力行為等に発展しているケースはあります。
- 中西委員： 子どもたちに対し、いじめはいけないことだと学べる授業は、どういったものがありますでしょうか。また先生方は、どういった研修で学ばれているのか教えてください。
- 事務局： スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが定期的に学校で授業や研修を実施しております。例えば、スクールカウンセラーが、いじめ防止教室を実施しております。
- (教育支援 C)
- また、保護者に向けては、保護者集会を実施し、いじめが重大化しないよう周知等も行っております。
- 教職員に関しましては、いじめについて研修を定期的実施しております。
- 小中学校生活指導研究協議会や校長会で、事務局からお話をするともあります。
- 小寺会長： スクールソーシャルワーカーの人数について、教えてください。
- 事務局： 大阪府から四條畷市へ派遣されている人数は、1名です。
- (教育支援 C)
- 四條畷市で採用している人数は、3名です。
- 小寺会長： 合計4名いらっしゃるということで、常駐やローテーション等、様々な配置方法があると思いますが、どのように対応されておりますでしょうか。
- 事務局： 校区分担しております。
- (教育支援 C)
- 中西委員： いじめ発見のきっかけの割合の「②教職員以外からの情報」で、中学校の地域住民からの割合が2%とあるが、地域でそういった現場を見かけたということでしょうか。

事務局： 地域住民の方で、少し気になることがあると、学校に連絡があるようなケースです。
(教育支援C)

鉄副会長 いじめの態様別の割合についてですが、文部科学省の調査とありましたが、四條畷市の数値の記載はありますでしょうか。

事務局： 事務局の説明が不足しておりました。申し訳ございません。資料につきましては、四條畷市の数値を記載しております。

広谷委員： 先程、事務局から説明がありました「いじめの授業・研修」についてです。
いじめの授業については、スクールロイヤーの授業、道徳の授業等があり、また、教職員向けの研修では、コーディネーター育成研修がありますので、そういった所について、事務局からさらに説明をお願いします。

事務局： スクールロイヤーの授業に関しては、大阪府に依頼し、各学校一学年に、いじめ防止・予防授業を実施していただいております。今年度は、くすのき小学校5年生を対象に実施しました。
道徳の授業では、いじめについてや、いじめと違う内容であっても、他者の立場にたって考えるような授業を実施しております。
コーディネーター育成研修では、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・教職員合同で、いじめの授業や四條畷市の問題について話し合う機会を設け、解決策等を検討しています。

山崎委員： いじめの態様別の割合のパーセンテージは、無記名のアンケート実施の結果だと認識しておりますが、小寺会長がおっしゃっていたように、この中に重大事態に該当するような案件もあるかと思えます。そのような案件があった場合、どのように対応されますでしょうか。
また、「⑤金品をたかられる」について、2%存在するが、無記名であるため、被害にあった子どもがどの子か、わからないと思えます。
そのような場合に、問題解決のため、どのような対応をされますでしょうか。

事務局： アンケート結果と子どもたちからの聞き取りを実施し、聞き取り結果より、⑤にあてはまるのではないかと推測し、保護者に対し説明を行い、対応していきます。

重大事態に該当するような案件は、本人からの聞き取りや保護者説明を含め、対応し、先程お話ししました「30日以上欠席や、生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合」に、学校・保護者・専門機関が連携して対応しています。

案件2「各主体によるいじめ対策の取組みについて」

小寺会長： 事務局から説明をお願いします。

事務局： いじめ防止対策推進法には市職員や地域住民がいじめの相談を受けた場合は、学校や教育相談室への通報その他適切な措置を取るものとするとしております。そのような相談や対応などあれば、教えていただければと思います。

また、それぞれの組織で主体的に行っておられる令和5年度の取組みや今後の課題等についてお話いただけたらと思います。

船木委員： 四條畷警察署少年係の船木と申します。

いじめの対応と警察で扱う事件の対応では、少し違います。

例えば、資料の「いじめの態様別の割合」にあるようなことは、ほとんど事件にはなりません。

ある中学校で、先輩が生意気な後輩を殴って、顔面骨折させた事件があり、警察としては、傷害事件の扱いとなり、いじめとしては扱っておりません。そういった中で、いじめと事件を結びつけるのは、困難であります。

私は、平成28年から警察の少年係に勤務しておりますが、この2年間は、四條畷市・大東市の地域が非常に荒れていると感じます。

昨年、大阪府内の警察署の中で、四條畷警察署が検挙した刑法犯は、2番目に検挙数が多かったです。

警察としては、たくさん検挙し、地域をよく守っていると評価されるのですが、裏を返せば、四條畷市・大東市地域は、一体どうなってしまうのかと危機感を抱いております。

令和5年10月時点での刑法犯の検挙数によると、59件となっております、大阪府内で9位です。昨年の同時期では、1位でした。

順位が下がっていますが、北河内6署では、寝屋川警察署や枚方警察署等の大規模な警察署を抑え、トップの検挙数です。

検挙数59件から少ない印象を受ける方がいらっしゃるかもしれません。

警察は事件を認知した際に、指揮簿を立ち上げますが、13歳以下の触法少年や犯人不明を含め、現時点で250件です。この件数が大変多いです。

13歳以下の触法少年だけでは、約50件で、中学校1年生や小学生等の事件が多くなっています。

この地域が荒れている理由は、わかりませんが、危機管理として、そういった現状があるということを知っていただきたいです。

ある小学校では、先生の言うことを聞かない子どもたちが、廊下に出て、学級崩壊が起きているという報告を受けています。

こういった状況にならないよう気を引き締めていただきたいと思います。

警察的には、検挙し反省を促すことも大事ですが、それよりも未然防止に力を入れている状況で、非行防止教室を小学校6年生と中学生に対し、少年係が実施しております。

外部の警察の方に子どもたちが会う機会は、少ないかと思しますので、印象に残るはずです。

その中には、当然いじめの話もありますが、今まで発生した事件等についてもお話します。

非行防止教室は、学校から要請を受けて、警察が実施します。

大阪府教育委員会や大阪府警察本部より、各市町村に実施要請の通知が届いているはずが、四條畷市で未実施の学校があります。

スクールサポーターや四條畷警察署から実施の働きかけを行っておりますが、それでも未実施の学校が2校あると把握しております。

過去に非行防止教室を受けていたら、事件を起こすことはなかっただろうと推測される子どもたちがいましたので、是非、実施していただきたいです。

橋垣委員：

青少年指導員協議会の橋垣と申します。

3年振りに、青少年指導員協議会主催でワイワイキャンプを実施しました。

10月29日に行い、40名の募集に、62名の応募があり、新型コロナウイルス感染症の影響で、子どもたちができなかったことができとなり、子どもたちの参加が多かったと思います。

四條畷市の小中学校の子どもたちを対象にしておりますので、様々な方が参加されました。

この3年間で、子どもたち同士の触れあいという経験が少なかったこ

ともあり、些細なことから喧嘩が発生しました。

また、喧嘩が発生しても周りは止めない風景も見られました。

お互いが悪いという方向で終息しましたが、周りが止めることや、泣いている子どもに対し、大丈夫等の声かけがあっても良かったのではないかと思います。

コロナ自粛期間によって、人との関わり方を知らない子どもたちが増えてしまったので、そういったところが課題と考えております。

山崎委員：

民生委員児童委員協議会の山崎と申します。

新型コロナウイルス感染症の影響で、子育て世帯のお母様方が情報共有できるような場所がなかったこともあり、自粛期間が終了し、市主催のイベント等を実施すると、たくさんの方が参加しております。

近年、隣近所の付き合いが希薄化し、友達がいけないようなことがあるそうです。

また、四條畷警察署の船木委員からのお話があったように、子どもたちと犯罪が結びつく現状があると聞き、民生委員児童委員協議会として何かできることはないかと探しますが、小中学生に対し、直接指導するような立場にありません。

現在は、小中学生に民生委員の活動を知っていただきたいため、1日民生委員等の広報活動を行っております。

資料2の「いじめの態様別の割合 ⑤金品をたかられる」のような犯罪に結びつく事案が発生している状況を、常駐していないスクールソーシャルワーカーに相談しても、意味がないと考えております。

子どもたちに何かあった時に、いつでも相談できる体制があれば、意味があると考えます。

察知した時点での仕組み作りを工夫すると、いじめの減少や犯罪の未然防止に繋がるのではないのでしょうか。

勝村委員：

青少年育成課の勝村と申します。

青少年育成課では、ふれあい教室や青少年関係を担当しております。

青少年関係のお話は、橋垣委員からありましたので、ふれあい教室についてお話させていただきます。

ふれあい教室に通われている子どもたちは、小学校の生徒ですので、事務局から説明がありました、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤーの授業、道徳の授業等で教育をしていただいていると思います。

ただ現場では、子どもたち同士で喧嘩が発生しますので、指導員が常に見守っており、その都度、間に入り当事者の話を聞いて対応しております。

いじめに発展するようなケースは、現在のところ、ありません。

ふれあい教室は、学校よりも子どもたちとの距離が近いので、いじめに限らず、虐待等を発見しやすい環境ですので、日々、学校と連携を取りながら、対応している状況です。

太田委員：

人権・市民相談課の太田と申します。

人権・市民相談課では、市の人権協会に委託して、相談事業をさせていただいております、そういったところに相談していただくのも、一つかと思えます。

また人権擁護委員さんが、学校でチューリップの種蒔きや花運動を通して、人権教育を行い、心を育むという観点から、いじめはダメだというお話をさせていただいております。

先程、教育委員会から保護者集会や、教職員向けの研修会をされているというお話がありましたが、もしよろしければ、人権擁護委員を講師として招いて講習会を開いていただけたらと思いました。

大阪府の人権協会で、LINE 相談を開始しまして、そちらも是非利用していただき、いじめが少しでもなくなることに結びつけばと思います。

鉄副会長：

小中学校生活指導研究協議会の鉄と申します。

SNS 等によるリスク等を踏まえ、アンケート調査を小学校 5～6 年生、中 1 学校～3 年生に対し、実施いたしました。

アンケートの質問項目の中から、小学校 1 年生の保護者向けにチラシを毎年作成しておりますが、今年は中身を大幅に変更しました。

令和 6 年度 4 月入学の子どもたちに向けて、チラシを配布する予定のため、現在鋭意、制作中です。

中学校の校長をさせていただいておりますが、学校現場でいじめは、例えば、「嫌なこと言われた」が 1 名いれば、1 件であがってきます。学校の教職員は丁寧に聞き取りを行い、その子に聞いて、嫌だった言葉について確認し、言った側と言われた側で、一緒に話し合いをします。

また、子ども自身はいじめたという認識を持っていなかった子が何かしらの影響で、重大な事態を引き起こしてしまったと再認識し、学校に行きにくくなるといったこともありました。

これもまた、いじめの件数 1 件として、あがりますので、私たちは、一つ一つ丁寧に取り扱いをいかないといけないということを改めて認識しなければなりません。

事務局
(子ども政策課)

本日欠席されている子育て総合支援センターの田中施設長より子育て総合支援センターの取組みについて、預かっておりますので、事務局より説明させていただきます。

子育て総合支援センターでは、いじめられている子、いじめている子、家庭に何かしらのしんどさがあつて、虐待が絡んでいる可能性があるかと思っておりますので、そういった観点から支援として関わらせていただくことがあります。

支援が必要な世帯を今まで以上にとりこぼさず、支援していくため、今年の11月から子ども家庭総合支援拠点を設置し、子育て総合支援センターと教育支援センターのスクールソーシャルワーカー等が、概ね月1回程度、小中学校を訪問して、互いに顔の見える関係を作りながら、支援が必要な世帯の早期発見、アセスメントを行って、各機関連携による適切な支援の充実を図っているところです。

この拠点開始により、月1回学校を訪問しているため、虐待が疑われるような、いじめケースについては、相談がされやすくなっているかと思っております。

小寺会長：

各組織、部署が様々な取組みをなされておられるということですので、いじめの問題に対して、真摯に向き合い、改善に向け実行していただけたらと思います。

案件3.「その他」

事務局：

今年度の「いじめ問題対策連絡協議会」につきましては、今回が最後です。なお、いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱期間は、令和7年3月31日までとなっています。来年度もどうぞよろしくお願いいたします。

本協議会は、年2回の開催としておりまして、次回は子どもたちが夏休みに入る前ということで、7月頃を予定しております。また開催日が近づきましたら、案内文書を送付させていただきます。

母体委員の異動等により継続が難しい場合は、お申出いただきますようお願いいたします。

事務局からは以上です。

小寺会長：

ただいまの説明につきましてご質問はございませんか。

特にないようですので、これもちまして令和5年度第2回いじめ問題対策連絡協議会の審議を終了いたします。

事務局：

(子ども政策課)

小寺会長はじめ、委員の皆様、お疲れさまでした。これもちまして第2回四條畷市いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。本日はありがとうございました。